

「市役所前広場」の運用変更について

市では、市役所前広場の効果的な活用方法を探るため、令和4年7月からトライアル・サウンディングを実施してきました。令和8年3月31日をもってトライアル・サウンディングを終了とし、令和8年4月1日より運用を変更いたします。

1. 場所

市役所前広場(茅ヶ崎一丁目1番1号)



対象面積 (最大 4,350 m²)

2. 運用開始日

4月1日(水)使用分から

3. 使用料

トライアル・サウンディング期間中は使用料を無料としておりましたが、当該期間の終了に伴い、使用料を徴収いたします。使用料につきましては、「茅ヶ崎市行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例」に基づき、使用面積に応じて算定いたします。なお、地価により、使用料は変動します。

4. 参加資格

「本市の推進する事業に寄与する目的のために実施され、事業者のみ又は特定の者のみを対象とするものでない事業を行う者であること。」など ※その他要件あり

5. 申込方法

資産経営課へのオンラインによる手続きが必要となります。

(1)申込開始 2月24日(火)午前9時00分から

※4月1日(水)以降の使用分について申込みを開始します。

(2)申込み方法 電子申請フォームから提出

※募集要領などの詳細は、市ホームページでご確認ください

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1053936/1066505.html>

